

## 第17回西和賀町議会臨時会

令和4年2月8日（火）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

ただいまから第17回西和賀町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、印刷配付のとおりであります。

直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、3番、柳沢安雄君、4番、高橋和子君、以上2名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。開会に先立ちまして、議会運営委員会において協議を行っておりますが、本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定しました。

本日の臨時会に出席を求めました内記町長より、次のとおり説明員として地方自治法第121条の規定による説明委任した旨の通知があったので、これを受理しました。その職氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長 朗読いたします。

内記町長より説明委任のあった職氏名を申し上げます。副町長、刈田哲彦。総務課長、高橋三智昭。企画課長、吉田博樹。健康福祉課長、新田由香里。

以上であります。

議長 ここで、町長より行政報告のための発言を求められております。この際これを許します。内記町長。

町長 皆さん、おはようございます。本日の臨時議会、よろしくお願いいたします。

それでは、私から行政報告3件申し上げます。

最初に、西和賀さわうち病院の医科医師体制について報告いたします。令和3年10月1日より着任されております高橋健先生ですが、当初は県立中央病院総合診療専門研修プログラムとして12月末までの3か月間の勤務予定でありましたが、高橋先生のご希望と県立中央病院の伊藤達朗院長はじめ関係機関のご配慮により、3月31日まで勤務していただけることとなりました。この場をお借りして、関係者の皆様に感謝を申し上げます。また、高橋先生におかれましては、町立病院での診療を通じ、町民のために引き続きご尽力いただきますようご期待申し上げます。

次に、西和賀町雪害警戒本部の設置について報告いたします。今年度の積雪状況についてですが、12月中は降雪が少なかったものの、年末年始に大雪となり、その後1月中旬、下旬までにまとまった雪が降り、川尻地内の積雪が1月31日午前8時時点で2メートル22センチと2メートルを超えたことから、同日午前10時に西和賀町雪害警戒本部を設置しました。

これまで幸いにも除雪作業中の人身事故や雪による大きな被害は発生しておりませんが、今後もまとまった雪が降ることが想定されますので、雪による被害や危険箇所等の情報収集、パトロールを行うとともに、除雪作業中の事故防止、屋根からの落雪による事故防止などについ

て注意喚起を行ってまいりたいと考えております。町民の皆様には、安全対策をしっかりと行った上で、十分に注意しながら除雪作業などを行っていただきますようお願いいたします。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種への対応について報告します。3回目のワクチン接種については、町内の医療機関の先生方のご協力をいただき、1月13日から医療従事者、高齢者施設入所者及び従事者の順に進めております。3回目のワクチン接種の案内は、2回目の接種を終えた日から7か月を経過する方を対象に通知し、2月14日から町内の医療機関での個別接種、2月26日からは町立さわうち病院での集団接種という2つの接種方法で行う予定で準備を進めているところです。引き続き町民の皆様には、3回目のワクチン接種に関する情報を随時提供してまいりたいと考えております。

全国の感染状況は、オミクロン株が猛威を振るい、1月7日にまん延防止等重点措置が発令されてから、現在35都道府県に適用地区が拡大され、全国で強い感染対策が講じられております。岩手県内においては、新規感染者の急増を踏まえ、1月8日に岩手警戒宣言、1月23日には岩手緊急事態宣言が発表され、これを受け、町では1月25日に西和賀町新型コロナウイルス感染対策幹事会を開催し、県内の感染状況や県の感染防止対策の取組について情報を共有し、町長メッセージとして、町民の皆様にご改めて感染予防対策の取組についてご協力をお願いいたしております。

県内、町内における感染リスクがこれまで以上に高まっておりますので、基本的な感染対策を徹底していただきますようお願いいたします。また、感染された方や、その家族に対する誹謗中傷や差別的な行為を決して行わず、優しく接していただきますようお願い申し上げます。

私からは以上、行政報告3件であります。よろしくようお願いいたします。

議長　これで行政報告を終わります。

続いて、日程第3、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度西和賀町一般会計補正予算（第7号）について）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長　ただいま上程になりました承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度西和賀町一般会計補正予算（第7号）について）提案理由を申し上げます。

この専決処分は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業への対応に緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年1月4日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,190万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億8,844万5,000円とするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について、歳出から説明いたします。7ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費1億3,190万6,000円の増額は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に要する経費です。内訳は、給付事務費として、3節職員手当等、10節需用費、11節役務費、12節委託料、合わせて190万6,000円、18節負担金補助及び交付金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金として、対象世帯1世帯当たり10万円を給付するため、1億3,000万円を見込むものです。

次に、6ページの歳入を御覧ください。16款2項2目民生費国庫補助金1億3,190万6,000円の増額は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に対する国の補助金を歳入と

して見込むものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

高橋和子君。

4番 ただいまご説明ありました事業について、交付作業というか、どのような、具体的な作業、それからマスコミなどで心配されていますように、配付されるべき方のところに配付にならないとか、そういったような情報もありますが、きちんと配付になる予定でいらっしゃると思いますが、そういった配付するのに対象者が見つからないとか、何かそういった不安などが現在ないのかどうか。これまでもこういった事業をやっていらっしゃるので、大丈夫かなと思いますが、念のためお伺いしたいと思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 和子議員さんの交付作業の流れと、それから配付すべき人に、配付する予定の文書が対象者にきちっと届くかというところのご質問についてお答えさせていただきます。

交付作業の流れとしましては、委託料のところにもありますが、今回システムの改修業務委託料ということで計上させていただいておりますが、住民税の所得状況の把握等ということで、システムのほうから対象者のほうを抽出しまして、そして対象者の方々に対して、2月の中旬から中旬にかけて、対象者世帯のほうに、対象になる世帯ですよということで通知を行います。そして、通知をいただいた方々から申請をいただきまして、そしてその申請に基づいてこちらから振込をして、決定通知を出して振込をするというような流れになってございます。

そして、配付についてなのですけれども、この冬の期間、どうしても家族のもとに行かれています方であったり、あとは施設のほうに入所されている方ということもあるようですので、こ

ちらでまず一旦住所地のほうに送らせていただいて、返送になってきたものについては、これまで、例えば介護保険だとかということであると、それぞれ家族の連絡先等をこちらで把握している部分もありますので、そういうところの情報を得ながら、まず必ず対象者の方に文書のほうをお届けできるような形で調べてお送りしたいと考えているところです。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 申請されない方というのも心配されますが、申請主義で、申請されないと交付しないというようなことになるのでしょうか。その辺どうでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 こちらにつきましては、申請主義ということになりますので、申請をしていただいて、口座のほうをお知らせいただいて、振り込むという形になります。一応申請、受給を希望しない方も中にはいらっしゃるかと思いますので、そういう方については支給しないということで、定額給付金の際にはこちらから一応確認をするというような作業もしておりますので、まず今回非課税世帯ということもありますので、なるべく勸奨等をしながら進めていきたいなことでは担当課のほうでは考えておりますが、全てを確認できるかは、定額給付金のときもちょっと確認できなかったというケースもあるというふうに伺っておりますので、まず極力努めていきたいなというふうに思っているところです。

議長 高橋和子君。

4番 申請できないような方ももしかしたら中にはいらっしゃるのかもしれませんが、この辺りは希望として申し上げますが、こういう人口の少ない町ですから、できるだけ追跡しながら、しかるべき人に手渡せるようお願いしたいと思います。ご答弁は要りません。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和3年度西和賀町一般会計補正予算(第7号)について)を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

続いて、日程第4、議案第1号 湯田庁舎耐震改修等工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第1号 湯田庁舎耐震改修等工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

令和3年6月11日に議決をいただきました湯田庁舎耐震改修等工事について、変更契約が必要となったことから、地方自治法第96条第1項第5号及び西和賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

1、工事名、湯田庁舎耐震改修等工事。

2、工事場所、西和賀町川尻地内。

3、変更の内容、請負金額を4億7,740万円から5億2,119万3,200円に4,379万3,200円の増額を行うものです。

4、請負者、岩手県北上市九年橋一丁目10番29号、千田工業株式会社・株式会社田中建設特定共同企業体、代表者、千田工業株式会社、代

表取締役社長、千田弘美。

請負金額の変更の主な内容は、耐震補強工事のため、庁舎基礎周囲を掘削したところ、庁舎西側の庁舎基礎2か所が設計より深い位置にあることが判明し、2か所の耐震補強基礎工事の変更、土留め工事の追加及び冬期間の工事施工となることから、コンクリート採暖養生費などを追加するものです。

また、議決事項ではありませんが、令和4年2月28日までの工期を令和4年3月31日に変更するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。  
淀川豊君。

10番 今回湯田庁舎の耐震工事の契約変更ということですが、請負金額と併せて工期変更もされるようではありますが、今回工期が、完成が3月の31日ということの工期設定をされておりますが、現状で工事の進捗状況をどの程度、順調に進んで、この3月31日で工事は全て終わるという見込みなのか、その辺をもう少しご説明いただきたいと思います。

議長 総務課長。

総務課長 おはようございます。よろしく願いいたします。

湯田庁舎の耐震補強工事につきましては、庁舎基礎が当初設計より深い位置にあるということで、改めて耐震補強の基礎工事の変更、あとは土留め工事等の追加などの設計の部分の見直しと、あと耐震補強の設計を見直したことから、建築物耐震診断・耐震改修判定委員会の再判定を求めなければならないということで、その期間約3か月程度、耐震補強工事等に手をつけられなかったということで、その部分がどうしても工期として、その分延びるというふうを考えております。

現在年度末の出来高の積算をしているところ  
であります。その額に基づいて、3月の定例議  
会において繰越明許の処理を取って、改めて議  
決をいただいた後に工期の変更契約を締結する  
予定であります。

まず今の段階で見込んである完成時期につ  
いては、令和4年の5月末というふうな予定とい  
いますか、を見込んでおられるところござい  
ます。

議長 淀川豊君。

10番 今の説明で、年度末で、工期変更で繰  
越して5月まで工事がかかるだろうというこ  
とのご説明でしたが、見込みとして、工事が  
完全に終わって、その後完成検査等もあるか  
と思えますが、庁舎の引っ越し、いろいろな  
備品の移動があるかと思えますが、完全に工  
事が終わって、湯田庁舎の役場庁舎が完全  
に稼働というか、利用できる、そういう時  
期はいつからということでお考えなのか、  
その見込みがあればお知らせいただきたい  
と思えます。

議長 総務課長。

総務課長 ただいまの質問にお答えいたし  
ます。

庁舎改修に伴いまして、議会事務局と学務  
課が湯田庁舎のほうに移動するということ  
になっておまして、これについては、12月  
中旬に既に事務室の移動は済んでおります。  
実際に湯田庁舎で執務をしていただいております。  
職員の部分で申し上げますと、まず職員  
の移動は終わっているということになります。  
今議場のほうの改修を行っておりますので、  
これについても、2月下旬、3月の1日、  
2日には完成するという予定ですので、ま  
ず職員の移動なり物品の移動についてはほ  
とんど終わっているというふうな状況で、  
今湯田庁舎で執務を行っております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 この件につきましては、以前具体的な  
数値、説明いただいたのですが、以前頂い  
た資料の変更金額が、今日示された金額のほう

が安くなっているようです。以前頂いた資料  
ですと5億2,124万8,000円の変更の見  
込みだったのですが、今日示された金額が  
5億2,119万3,200円ということで、  
多少ですが、下がった内容について説明  
していただきたいと思えます。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

以前12月8日の議会全員協議会でお示  
した変更額と今回の変更額の差額という  
ことになりましたけれども、12月8日  
時点では、まず変更の部分の積算を行  
っていますけれども、その後も実際に工  
事が進んでおりますので、その工事に  
基づいて、そういうふうな施工箇所の増  
減とか、そういうふうな調整を行ったと  
いうことで、まず最終的に今回お示し  
した金額で変更することになりますので、  
細部、どの部分というよりは、全体的に  
そのような施工に合わせた設計変更を行  
ったということでご理解いただければ  
と思えます。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 こういう工事関係に関しては、様々  
資材等の値上がりで建設費が上がって  
いるというふうな状況になると思えます。  
見直しで安くなったというのは非常  
にいいことだと思うのですが、以前にも  
質問しましたが、最初の予定よりも  
期間も費用もかかってきております。  
見直し、これが最終決定なのか。見  
直しで必要なのは削減しながら、安  
く抑えられる分は抑えてほしいの  
ですけれども、まずこれで決定して  
進めるという考えでいいのでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

今回お示した変更内容については、ま  
ず今現在と申しますか、ある程度工  
期の延長も含めた上で積算して、変  
更契約を締結しております。ただ、  
これで、議員さんもおっしゃられ  
たとおり、工事費の圧縮といいます  
か、そういう部分

については、これからもまず工事施工に合わせていろいろ協議していくことになりまして、どうしても改修工事ということですので、やはり施工を進めていく上で、改修箇所が例えば増える可能性も全然ないとは言えない状況にありますので、まず工事費については、先ほども言いましたとおり、全体事業費の圧縮に向けた見直しと、あと工事施工に伴っての調整が必要な場合も発生する場合がありますので、それらの部分については、適正に施工業者、あと監理業者、町が十分協議しながら進めていきたいと思っています。基本的にはあまり工事費の増減はないような形で進めていきたいなと思っています。

議長　ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長　これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長　異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第1号 湯田庁舎耐震改修等工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長　起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の議事を終了しました。

これをもって第17回西和賀町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

午前10時31分　閉　　会